

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）				
地区名	一般県道 <small>わかみやこうなんせん</small> 若宮江南線				
事業箇所	<small>いぬやましがくでん</small> 犬山市楽田				
事業のあらまし	<p>本路線は、一般国道 41 号に近接しており、当該交差点は、北部の工業団地や南部の住宅団地へ向かう車両の通行が多く、工業団地へ向かう大型車両が右折する際には、後続の直進車両の進行を阻害し、渋滞が発生しやすい状況となっていた。</p> <p>以上を踏まえ、交通円滑化と渋滞に伴う追突や接触事故等の交通死傷事故の削減を主な目的として、右折車線を設置する交差点改良に着手したものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 交通円滑化</p> <p>② 交通死傷事故件数の削減</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	平成 25 年度～ 平成 28 年度	平成 25 年度～ 平成 34 年度	用地取得が難航し、事業が長期化した	
	事業費（億円）	1.18	1.18	—	
	経費内訳	工事費	0.80	0.80	—
		用補費	0.28	0.28	—
		その他	0.10	0.10	—
	事業内容	交差点改良 延長 L=0.20km 幅員 W=18.0m	交差点改良 延長 L=0.20km 幅員 W=18.0m	—	
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【交通状況の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 右折車線の設置は完了していないが、事業着手後、ソフト対策として信号現示の変更を行っており、これにより渋滞は改善されている。 <p>【交通事故発生状況の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故の発生状況（死傷事故件数）は事前評価時が 1 件（H21～H24）、再評価時は 3 件（H25～H28）である。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故の発生は若干増加しているものの、ソフト対策により渋滞は改善されている。 			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業区間の交通状況はソフト対策により改善がみられたものの、右折車線は完了しておらず、交差点改良の必要性に変化はない。 			

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
工種区分	調査・設計	←							→			
	用地補償		←							→		
	交差点改良									←	→	
事業費 (億円)	当初計画	1.18										
	実績	0.00					0.00					
	今回計画	0.00					1.18					

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	進捗率(%) 【②÷③】
延長(km)	0.20	0.00	0.0%	0.20	0.0%
事業費(億円)	1.18	0.00	0.0%	1.18	0.0%
工事費	0.80	0.00	0.0%	0.80	0.0%
用補費	0.28	0.00	0.0%	0.28	0.0%
その他	0.10	0.00	0.0%	0.10	0.0%

【施工済みの内容】

- ・ソフト対策で信号現示の変更を実施。

2) 未着手又は長期化の理由

- ・地元要望があり、地元の合意は得られているが、地権者との用地交渉において同意を得ることができず、用地買収が長期化しているため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

- ・地権者との用地交渉が難航している。

【今後の見込み】

- ・市と連携し、引き続き用地交渉を継続するが、現状、用地買収の目途が立たない。

判定

C

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
- B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目途が立たない。

【理由】

- ・阻害要因解決の目途が立たないため。

III 対応方針

中止

- 中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。
継続：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

対象（事業完了後 年目） ■対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

- ・今回評価により事業を中止するため。
- ・事業を再開する場合は、事業の必要性や見込みを再評価し、事後評価実施の有無や評価内容を改めて設定する。

【主な評価内容】

—

